

○公立大学法人新見公立大学奨学基金取扱規程

平成22年4月1日

規程第98号

改正 平成27年4月1日規程第98号

平成31年4月1日規程第98号

令和3年4月1日規程第98号

(目的)

第1条 この規程は、篤志家の寄附金及び新見市から承認された剰余金をもって、新見公立大学に在学する学生が海外又は国内における研修等へ参加するとき、又は緊急な事情等により経済的に困窮したとき、貸付けを行うことにより学生を援助することを目的とする。

(貸付金の額等)

第2条 貸付金の額は、300,000円以内とする。

2 貸付金の利子は、無利子とする。

3 貸付金の期間は、入学してから卒業（修了）するまでとする。

(借入れの申込み)

第3条 借入れを希望する者は、借入申込書（様式第1号）及び借用書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(貸付けの承認)

第4条 理事長は、借入れの申込みがあった場合、奨学基金審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を徴し、これを適当と認めたときは、承認するものとする。

(貸付金の償還)

第5条 貸付金の償還期間（以下「償還期間」という。）は、貸付金の貸付けを実行してから卒業（修了）までとし、返済計画に基づき償還する。ただし、特別な事情がある場合は、卒業（修了）後2年まで延長することができる。

2 償還期間を過ぎて返済した場合は、償還期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年5パーセントの割合を乗じて計算した額を貸付額に加算して納めるものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、事務局長、学生部長及び学生生活支援センター長をもって組織する。

2 委員会の委員長は、事務局長とする。

(事務)

第7条 奨学基金の取扱いに関し、経理以外の事務は、学生課において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学基金の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに貸付金の承認を受けている学生については、この規程に基づき承認を受けたものとみなす。

附 則 (平成27年4月1日規程第98号)

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規程第98号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第1条中「新見公立大学」とあるのは「新見公立大学及び新見公立短期大学」とする。

附 則 (令和3年4月1日規程第98号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

借入申込書

年 月 日

公立大学法人新見公立大学理事長 様

所 属 _____ 年
学籍番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印

下記のとおり、奨学基金の借入れについて申し込みます。

記

1 借入金額 _____ 円

2 借入理由

3 保証人 氏名
続柄

4 返済計画

(1)返済方法 一括 ・ 分割 _____ 回
特記事項(_____)

(2)最終返済年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 その他(卒業(修了)後返済する時)

就職先名称
住所・電話番号

(注)貸付期間を過ぎて返済した場合は、貸付期限の翌日から納付の日までの期間の日数
に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を貸付額に加算して納めなければならない。

様式第2号(第3条関係)

(貸付第 号)

借 用 書

一 金 円

上記金額を次の各条項により借用します。

- 1 借入金は、 年 月 までに返済します。
- 2 返済期日までに返済できない場合は、保証人から返済します。
- 3 公立大学法人新見公立大学奨学基金取扱規程を遵守します。
- 4 卒業(修了)後返済する場合、計画どおり返済していないときは、給料等を差押えされても異議を申し上げません。

年 月 日

公立大学法人新見公立大学理事長 様

所 属 _____ 年

学籍番号 _____

借受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(電話 _____)

保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(電話 _____)

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)